

路線測量業務の発注における、一部条件の変更について

札幌市発注の路線測量業務について、平成 23 年 4 月 27 日以降に告示する案件から、入札参加資格条件の所在地要件の一部変更を行いますので、お知らせいたします。

	変更前	変更後
対象業務	<u>区土木部発注の路線測量</u>	<u>札幌市発注の路線測量</u>
対象業務	測量業（ <u>A 等級、B 等級</u> ）	測量業（ <u>B 等級、C 等級</u> ）
所在地要件	<p>○<u>中央・北・東・西・手稲区土木部発注の路線測量</u> 「市内業者（ただし、中央区、北区、東区、西区又は手稲区のいずれかの区内に主たる営業所を有する者）であること。」</p> <p>○<u>白石・厚別・豊平・清田・南区土木部発注の路線測量</u> 「市内業者（ただし、白石区、厚別区、豊平区、清田区又は南区のいずれかの区内に主たる営業所を有する者）であること。」</p>	<p>○履行場所が中央・北・東・西・手稲区<u>の路線測量</u> 「市内業者（ただし、中央区、北区、東区、西区又は手稲区のいずれかの区内に主たる営業所を有する者）であること。」</p> <p>○履行場所が白石・厚別・豊平・清田・南区<u>の路線測量</u> 「市内業者（ただし、白石区、厚別区、豊平区、清田区又は南区のいずれかの区内に主たる営業所を有する者）であること。」</p>

※発注量のバランスを考慮して、所在地要件を「市内業者であること。」として発注することがありますので、告示別表をご確認ください。

※測量業（A 等級）は、所在地要件を「市内業者であること。」として発注します。

【お問い合わせ先】

○ 財政局 管財部 契約管理課 工事契約係

電話 011-211-2442